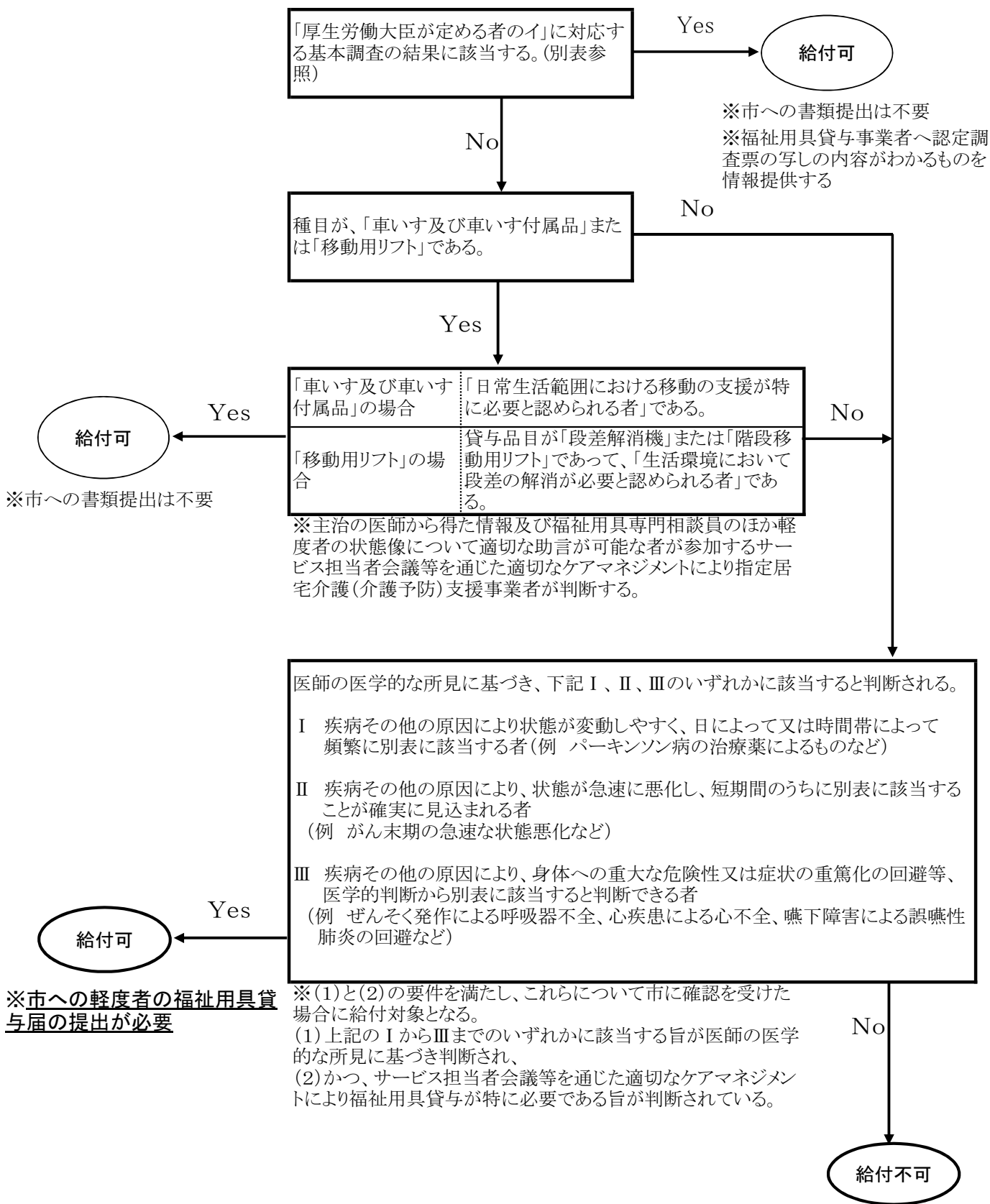


軽度者の例外給付に係る判断手順フロー



別表《平成27年厚生労働省告示第94号第31号のイ》

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次の <u>いずれか</u> に該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 ----- (二) 日常生活範囲における移動の支援 が特に必要と認められるもの	基本調査1-7 歩行「3. できない」 ----- 基本調査に該当項目なし (主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議等を 開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指 定居宅介護(介護予防)事業者が判断する)
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次の <u>いずれか</u> に該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 起き上がり「3. できない」 基本調査1-3 寝返り「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記 憶・理解の <u>いずれか</u> に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としな い者	基本調査3-1 意思の伝達「1. 調査対象者が 意思を他者に伝達できる」以外又は 基本調査3-2(意思の伝達)～基本調査3-7 (場所の理解) いずれか「2. できない」又は 基本調査3-8(徘徊)～基本調査4-15(話 がまとまらない)のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状が ある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つ り具の部分を除く) ●昇降椅子など ●固定式・入浴用リ フトなど ----- ●段差解消機など	次の <u>いずれか</u> に該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 ----- (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要 とする者 ----- (三) 生活環境において段差解消が必要 と認められる者	基本調査1-8 立ち上がり「3. できない」 ----- 基本調査2-1 移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 ----- 基本調査該当項目なし (主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議等を 開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指 定居宅介護(介護予防)事業者が判断する)
カ 自動排泄処理 装置	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便「4. 全介助」 基本調査2-1 移乗「4. 全介助」